



交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

**警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を**

**医療費は加害者が
負担します**

**示談をするときには
慎重にしましょう**

交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので注意しましょう。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうになると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

**国保税は
しっかり納めましょう**

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる可能性がありますので、お気を付けてください。

①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。

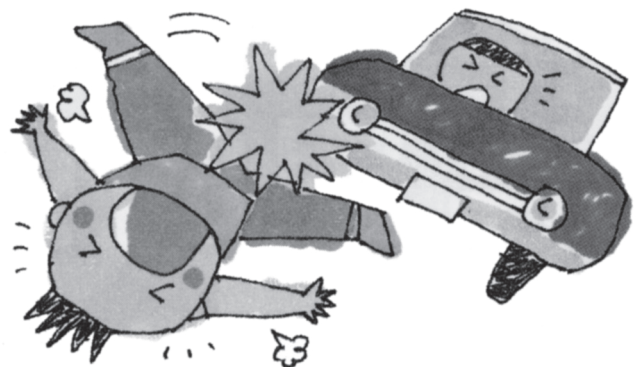


④示談は国保へ届け 出してから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、
遭わない、
起こさないが
第一ですが、
万一のための心掛けは、
しっかり持つて
おきましょう。



1月からサービス開始！！

NET119 緊急通報システム

NET119 緊急通報システムは、スマートフォンや携帯電話からインターネットを利用して119番通報できるサービスです。

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な人が、宮若市・鞍手町・小竹町を管轄する直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部へ、音声によらない通報（画面操作・ボタン操作・チャット通話）をすることができます。



操作は簡単！！

スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」か「火事」かと、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がります。その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

身体障がい者手帳を持っていない人もご利用できます

宮若市・鞍手町・小竹町に在住している人で、次の条件を満たす人はご利用できます。

- 聴覚・言語機能に障がいがある人 身体障がい者手帳を持っていない人もご利用できます。
- 音声電話による119番通報が困難な人

利用には事前登録が必要です

利用のためには事前登録が必要です。登録方法については消防本部のホームページをご覧ください。直接、直方・鞍手広域消防本部に来署してお問い合わせください。その場合は、筆談でのやりとりとなります。手話通訳での対応が必要な場合は、ご自身での依頼をお願いします。

操作説明会について

操作説明会を希望される人は、お問い合わせください。人数によって、開催されない場合があります。
※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、説明会が中止になる可能性があります。



- 問い合わせ 直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部警防課通信指令係
〒823-0011 宮若市宮田16番地1 ☎32局1130番まで